

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸様

和歌山県環境影響評価審査会
会長 濱田學昭

「(仮称) あやの台北部用地整備事業に係る環境影響評価方法書」に対する環境保全の見地からの意見について

平成28年12月19日付け環生第10210003号で照会のあった標記について、下記のとおり和歌山県環境影響評価審査会の意見を回答します。

記

1 総括事項

- (1) 事業計画、工事計画等をより具体化し、その計画に即した環境影響評価の結果を準備書に記載すること。特に本事業については、事業実施区域が広大であり、工事期間が長期間にわたることから、年度ごとの具体的な施工区域及び施工内容を明確にした上で、適切な調査、予測、評価を行うこと。
- (2) 事業計画、工事計画等の検討に当たっては、最新の環境保全技術を考慮し、事業特性や地域の状況に即した最善の技術を導入するなど、一層の環境負荷の低減について検討すること。
- (3) 調査、予測、評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にしたうえで、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画すること。
- (4) 環境保全措置を計画する場合には、措置の内容を具体的に記載するとともに、その検討した経緯及び選択した環境保全措置の不確実性についても明らかにし、事後調査を計画すること。なお、環境保全措置については、まず、環境への影響を可能な限り回避、低減するための措置について検討することとし、どうしても回避・低減が困難な場合は、事業の実施により損なわれる環境の価値を代償するための措置を検討すること。
- (5) 環境影響評価を行う過程において、新たに変更要因が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

2 各論事項

(1) 大気環境

- ア 事業実施区域周辺には、住宅地が存在していることから、工事計画の検討に当たっては、積極的に低公害型の建設機械を使用するとともに、建設機械の配置にも配慮するなど、可能な限り環境負荷の低減を図ること。
- イ 粉じんの予測評価について、工事中のみとしているが、供用後も事業実施区域内には裸地が存在し、粉じんの発生が予想されることから、供用後の粉じんについても環境影響評価の項目として選定し、必要な環境保全措置を実施すること。
- ウ 工事用車両走行ルートとしている既存道路周辺には、住宅地が存在していることから、工事用車両の運行計画の検討に当たっては、周辺環境への影響に十分配慮するとともに、適切な地点で大気質、騒音及び振動の環境影響評価を実施すること。

(2) 水環境

- ア 雨水排水は調整池を設置し河川に放流する計画としているが、本事業は規模が大きく地下水や河川など水環境へ影響を与える可能性があることから、工事中及び供用後の水象についても環境影響評価の項目として選定し、水循環の変化に配慮した事業計画を策定すること。
- イ 工事に伴う濁水の影響の予測、評価に当たっては、現地の土砂の沈降特性を十分把握して行うこと。なお、仮設沈砂池の設置に当たっては、沈降特性を踏まえ必要な容量を確保し、濁水の流出防止を図るとともに、工事中の監視体制についても明確にすること。

(3) 地形及び地質

事業実施区域内の断層、リニアメントの状況について文献や現地踏査により十分把握し、事業計画や、工事計画に適切に反映すること。

(4) 動物、植物、生態系

- ア 事業実施区域は広大で自然豊かな里山であり、多様な生物が相当存在すると考えられることから、調査を綿密に行い、的確な予測及び評価を行うこと。特に、ヒメタイコウチ、クロマドホタル及びカワネジガイ等の稀少動物が存在する可能性があることに留意すること。
- イ 事業実施区域内において営巣が発見されたハチクマについては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省）に準じ、専門家等の意見を聞いた上で調査や保護方法の検討を行うこと。また、他の重要な猛禽類の営巣や繁殖が確認された場合においても、適切な環境保全対策を検討すること。
- ウ 動物、植物、生態系の調査範囲を事業実施区域及びその周辺約200mとしているが、水生生物等の生息状況を十分把握できるよう必要に応じ調査範囲を拡大すること。
- エ ため池については、プランクトン調査を実施し、ため池や流入する水の状態を把握すること。
- オ 調査実施に際しては、貴重な標本については適切に保管するとともに、そうでないものについても後日検証できるよう写真撮影を実施し保存すること。また、調査結果、調査標本については、計画地域の自然環境を評価する上で重要な資料となるので、和歌山県立自然博物館に寄贈する等、保存に努められたい。なお、調査者の資格等について準備書において明らかにすること。

(5) 景観

ア 事業実施区域は、住宅地に隣接した丘陵地であり、改変に伴う景観への影響が大きいと考えられることから、緩衝緑地の整備や、在来種を採用した敷地内緑化、法面緑化により周辺景観との調和に努めるとともに、主要眺望点からの景観だけでなく、事業実施区域周辺の住宅等から見た場合の眺望の変化の程度についても、調査、予測及び評価を行うこと。

イ 調査地点として、橋本市民病院を加え、予測、評価を行うこと。

(6) 人と自然の触れ合いの活動の場

事業実施区域に隣接して落合磨崖仏や落合川下流に飛び越え石等が存在することから、人と自然の触れ合いの活動の場の実態を明らかにし、適切な予測、評価を行うこと。

(7) 廃棄物等

工事中に相当量の伐採木や建設発生土等の発生が見込まれることから、適切な処理方法を十分に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(8) その他

ア 環境影響評価の図書は、専門的な内容が多く、膨大な量となることから、準備書の作成に当たっては、可能な限り住民にわかりやすい内容となるよう配慮すること。

イ 調査により得られた標本等については、事業によって失われる当該地域の環境を示す貴重な資料となることから適切な保管及び今後の学術的利用に資するよう努めること。